

## 公園愛護会活動要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公園愛護会の組織及び活動の基準を定めることにより、公園における環境美化活動の効率化及び利用の活性化を図ることについて、必要な事項を定めるものとする。

### 単一公園愛護会

#### (組織)

第2条 次の各号に掲げる団体は、単一公園愛護会（以下「愛護会」という。）を結成することができる。

(1) 公園が設置されている地域の少なくとも5人程度の住民で組織される団体

(2) 本市に活動拠点のある団体の少なくとも5人程度の構成員で組織される会。ただし、地域住民の同意を必要とする。

2 愛護会には、会長、副会長（若干名）、会計、会計監査及びその他の役員をおく。役員任期は4年を上限として愛護会で定め、再任を妨げない。ただし、補欠役員任期は、前任者の残期間とする。

3 愛護会は、一つの公園の美化活動を行うことを原則とする。ただし、近接の公園に愛護会が結成されていない場合は、結成されるまでの間、ひとつの愛護会で二つ以上の公園の美化活動を行うことができる。

4 一つの愛護会で美化活動をすることが著しく困難な広い公園については、二つ以上の愛護会で、一つの公園の美化活動をすることができる。ただし、この場合における作業面積については、同規模の公園における愛護会の作業面積と均衡を失しないようにするものとする。

5 愛護会の名称は公園名を使用する。ただし、前4項に規定する広い公園については、公園名の後に東西南北等を記載し、美化活動の区域がわかるようにするものとする。

6 愛護会は、北九州市公園愛護会助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4条に規定する会則を定める。

#### (活動内容)

第3条 愛護会は、次に掲げる業務を行う。

(1) 概ね月1回程度の公園の除草や清掃。ただし、夏期等においては、状況に応じて除草清掃の回数を増やし環境保全に努める。

(2) 公園内の花壇、公園施設の手入れ、遊具の点検等、公園施設の美化

及び保全（随時）

- （３）公園樹（低木）の簡単な剪定。
- （４）公園のスペースを利用した市民花壇づくり。
- （５）公園で為される禁止行為の所管まちづくり整備課長への報告。
- （６）公園を利用する児童が行う危険な遊戯に対し注意を行う。
- （７）地域公園愛護会連合会、区公園愛護会連合会等が開催する行事、会議等への出席。

（活動経費）

第４条 愛護会の活動に係る経費は、市が交付する助成金及び寄付金をもって充てる。

### 地域公園愛護会連合会

（組織）

第５条 各区の地域ごとに、地域公園愛護会連合会（以下「地域連合会」という。）を設置することができる。

- （１）地域連合会には、会長、副会長（若干名）、会計、会計監査及びその他の役員をおく。役員任期は４年を上限として地域連合会で定め、再任を妨げない。ただし、補欠役員任期は、前任者の残期間とする。
- （２）地域連合会は、愛護会の会長で構成し、会長は、その中から互選し選出する。

２ 地域連合会の区域割は、別紙のとおりとする。

３ 地域連合会は、交付要綱第４条に規定する会則を定める。

４ 地域連合会の事務局は、会員が協議して定める。

（活動内容）

第６条 地域連合会は、次に掲げる業務を行う。

- （１）愛護会相互の情報交換。
- （２）区公園愛護会連合会又は市等が実施する会議又は行事への参加協力。
- （３）区公園愛護会連合会が「公園愛護会だより」を発行する場合における情報の提供。
- （４）愛護会の未組織公園に対する結成の促進。
- （５）まちづくり整備課との情報交換。
- （６）その他、会長が地域連合会活動に必要と認める業務。

２ 地域連合会は、前各号の業務を行うため、年１回以上会議を行う。

(活動経費等)

第7条 地域連合会の活動に係る経費は、市が交付する助成金及び寄付金をもって充てる。

### 区公園愛護会連合会

(組織)

第8条 各区ごとに、区公園愛護会連合会(以下「区連合会」という。)を設置する。

(1) 区連合会は、地域連合会の会長及び副会長で構成する。

(2) 区連合会には、会長、副会長(若干名)、会計及び会計監査及びその他の役員をおく。役員任期は4年を上限として区連合会で定め、再任を妨げない。ただし、補欠役員任期は、前任者の残期間とする。

(3) 会長は、地域連合会会長の中から互選し、副会長は、会員の中から選出する。

2 区連合会は、交付要綱第4条に規定する会則を定める。

3 区連合会の事務局は、各区のまちづくり整備課に置く。

(活動内容)

第9条 区連合会は、次に掲げる業務を行う。

(1) 地域連合会又は市等との情報交換。

(2) 市等が実施する会議又は行事への参加協力。

(3) その他、会長が区連合会活動に必要と認める業務。

2 区連合会は、「公園愛護会だより」を発行することができる。

3 区連合会は、前各号の業務を行うため、年1回以上会議を行う。

(活動経費等)

第10条 区連合会の活動に係る経費は、市が交付する助成金及び寄付金をもって充てる。

第11条 削除

第12条 削除

第13条 削除

(その他)

第14条 市は、地域及び区連合会から会議等への出席要請があったとき

は、積極的に出席し、側面的な援助を行うものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成6年4月1日から一部を改正し施行する。
- 3 この要綱は、平成14年4月1日から一部を改正し施行する。
- 4 この要綱は、平成16年4月1日から一部を改正し施行する。
- 5 この要綱は、平成23年8月23日から一部を改正し施行する。
- 6 この要綱は、平成25年4月1日から一部を改正し施行する。
- 7 この要綱は、平成27年8月3日から一部を改正し施行する。
- 8 この要綱は、平成28年4月1日から一部を改正し施行する。
- 9 この要綱は、平成29年4月1日から一部を改正し施行する。
- 10 この要綱は、令和6年4月1日から一部を改正し施行する。